

## 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る審査基準

### ○ 共通項目

#### 【物的要件】

- ① 機械器具その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、各営業所ごとに常備されていること。
- ② 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していること。
- ③ 同一の営業所において、二以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって二以上の事業の登録を受けることはできないこと。

#### 【人的要件】

- ① 同一の者を二以上の営業所又は二以上の業務の監督者等として登録を受けることはできないこと。
- ② 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないこと。

### ○ 建築物空気環境測定業及び建築物環境衛生総合管理業

機械器具は、次のとおりであること。

- ① 浮遊粉じん量の測定に使用される較正機器にあつては1年以内ごとに1回、施行規則第3条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者の較正を受けていること。
- ② 一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率を検知管方式で測定する場合、検定器はそれぞれ1つ以上所有していること。

空気環境測定実施者は、次のとおりであること。

- ① 施行規則第26条第2号ハの同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とは、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であること。
- ② 登録の有効期間経過後、引き続いて建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、空気環境測定実施者の再講習を修了し、その後6年を経っていないものでなければならないこと。

### ○ 建築物空気調和用ダクト清掃業

機械器具は、次のとおりであること。

- ① 電子天びん又は化学天びんは、1mg以上の分解能を有するものであること。

ダクト清掃作業監督者は、次のとおりであること。

- ① 施行規則第26条の3第2号ハの同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とは、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であること。
- ② 登録の有効期間経過後、引き続いて建築物環境衛生管理技術者免状を有する者をダクト清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、ダクト清掃作業監督者の再講習を修了し、その後6年を経っていないものでなければならないこと。

○ 建築物飲料水水質検査業

検査室は、次のとおりであること。

- ① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ③ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- ⑥ 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

○ 建築物飲料水貯水槽清掃業

機械器具の専用の保管庫は、次のとおりであること。

- ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ⑥ 原則として自動車を保管庫とすることはできないこと。

貯水槽清掃作業監督者は、次のとおりであること。

- ① 施行規則第 28 条第 4 号ハの同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とは、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であること。
- ② 登録の有効期間経過後、引き続いて建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、貯水槽清掃作業監督者の再講習を修了し、その後 6 年を経っていないものでなければならないこと。

○ 建築物排水管清掃業

機械器具は、次のとおりであること。

- ① 内視鏡(写真を撮影することができるものは、ケーブルの長さが 15m 程度以上のものであること。

機械器具の専用の保管庫は、次のとおりであること。

- ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ⑥ 原則として自動車を保管庫とすることはできないこと。

排水管清掃作業監督者は、次のとおりであること。

- ① 施行規則第 28 条の 3 第 4 号ハの同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とは、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であること。
- ② 登録の有効期間経過後、引き続いて建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、排水管清掃作業監督者の再講習を修了し、その後 6 年を経っていないものでなければならないこと。

○ 建築物ねずみ昆虫等防除業

機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫は、次のとおりであること。

- ① 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ② 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ④ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ⑤ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑥ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。
- ⑦ 原則として自動車を保管庫とすることはできないこと。